

最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書

福島県最低賃金は、令和8年1月1日から、時間額1,033円に引き上げられる。福島地方最低賃金審議会では、今年度の最低賃金の引き上げが過去に例を見ない大きな引き上げであり、これまで以上に準備期間が必要であることから、発効日を例年より約3か月遅らせた。また、同審議会の「答申」では、「福島県における中小企業・小規模事業者の経営は、エネルギー、原材料価格の高騰等により、依然として非常に厳しい実態にあることを踏まえ、最低賃金を引き上げやすい環境整備のために」、政府と福島県に対する要望をまとめている。

最低賃金の引上げのためには、中小企業・小規模事業者に対する、政府の抜本的支援が不可欠である。政府も「2020年代に全国平均1,500円」の達成に向け、最大限の取組を集中的に行う方針を確認しており、早急にすすめることが求められている。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求めます。

記

1. 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者への支援策を抜本的に拡充・強化すること。
2. 中小企業・小規模事業者の強い要望である社会保険料事業主負担分の減免制度や給付型支援などを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月11日

福島県西郷村議会

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
経済産業大臣 様